

<p>公布された条文</p>	<p>意見募集時の条文</p>
<p>第一条の十の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先</p> <p>二 医療事故（法第六条の十第一項に規定する医療事故をいう。以下同じ。）に係る医療の提供を受けた者に関する性別、年齢その他の情報</p> <p>三 医療事故調査（法第六条の十一第一項に規定する医療事故調査をいう。以下同じ。）の実施計画の概要</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、当該医療事故に関し管理者が必要と認められた情報</p> <p>（遺族への説明）</p> <p>第一条の十の三 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、当該医療事故に係る死産した胎児の祖父母とする。</p> <p>2 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 医療事故が発生した日時、場所及びその状況</p> <p>二 医療事故調査の実施計画の概要</p> <p>三 医療事故調査に関する制度の概要</p>	<p>第一条の十の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条の十第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先</p> <p>二 医療事故（法第六条の十第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る医療の提供を受けた者に関する性別、年齢その他の情報</p> <p>三 医療事故調査（法第六条の十一第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の実施計画の概要</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、当該医療事故に関し管理者が必要と認められた情報</p> <p>（遺族への説明）</p> <p>第一条の十の三 法第六条の十第二項の厚生労働省令で定める者は、当該医療事故に係る死産した胎児の祖父母とする。</p> <p>2 法第六条の十第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 医療事故が発生した日時、場所及びその状況</p> <p>二 医療事故調査の実施計画の概要</p> <p>三 医療事故調査に関する制度の概要</p>

四 医療事故調査の実施に当たり解剖又は死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。次条第五号において同じ。）を行う必要がある場合には、その同意の取得に関する事項

（医療事故調査の手法）

第一条の十の四（略）

2 病院等の管理者は、法第六条の十一第四項の規定による報告を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載し、当該医療事故に係る医療従事者等の識別（他の情報との照合による識別を含む。次項において同じ。）ができないように加工した報告書を提出しなければならない。

- 一 当該医療事故が発生した日時、場所及び診療科名
- 二 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先
- 三 当該医療事故に係る医療を受けた者に関する性別、年齢その他の情報

四 医療事故調査の項目、手法及び結果

3 法第六条の十一第五項の厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項（当該医療事故に係る医療従事者等の識別ができないようにしたものに限る）とする。

（事業計画等）

第一条の十三の七（略）

2 医療事故調査・支援センターは、法第六条の十九第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大

四 医療事故調査の実施に当たり解剖又は死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。次条において同じ。）を行う必要がある場合には、その同意の取得に関する事項

（医療事故調査の手法）

第一条の十の四（略）

2 病院等の管理者は、法第六条の十一第四項の規定による報告を行うに当たっては、次に掲げる事項を記載し、当該医療事故に係る医療従事者等の識別（他の情報との照合による識別を含む。次項において同じ。）ができないように加工した報告書を提出しなければならない。

- 一 医療事故が発生した日時、場所及び診療科名
- 二 病院等の名称、所在地、管理者の氏名及び連絡先
- 三 当該医療事故に係る医療を受けた者に関する性別、年齢その他の情報

四 医療事故調査の項目、手法及び結果

3 法第六条の十一第五項の厚生労働省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項（当該医療事故に係る医療従事者等の識別ができないようにしたもの）とする。

（事業計画等）

第一条の十三の七（略）

2 医療事故調査・支援センターは、法第六条の十九後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提

臣に提出しなければならない。

出しなければならない。